

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

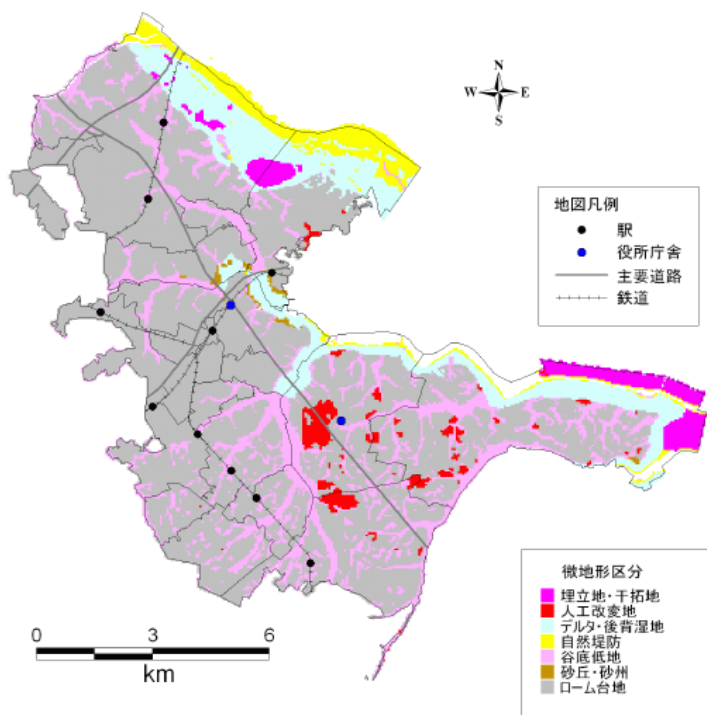
(1) 地形・地質等

千葉県北西部に位置し、人口438,039人(令和7年10月)、東に我孫子市・印西市、利根川を挟んで茨城県取手市・守谷市、南に鎌ヶ谷市・白井市、西に松戸市・流山市、北に野田市の9市と隣接している。東西の距離は約18km、南北の距離は約15km、面積は114.74km²である。

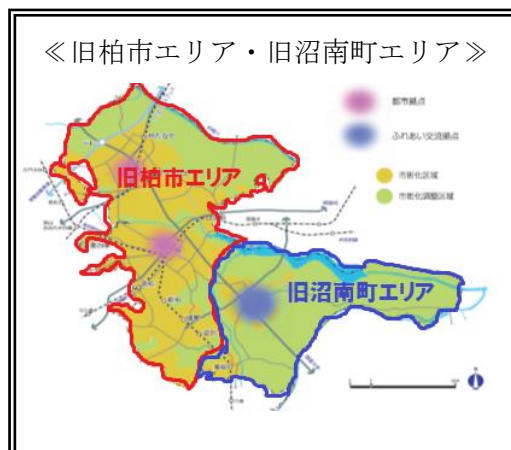
地勢は市内最高地点と最低地点の標高差は32mとおおむね平坦で、下総台地の広い台地上を中心に市街地や里山が形成されている。また、台地に入り込んだ大堀川、大津川、金山落などの川沿いや、手賀沼や利根川沿いに分布している低地では、古くから干拓事業や治水事業などが進められ、現在ではまとまった農地等となっている。

平成17年に隣接する沼南町と市町村合併を行ったが、合併以前の旧柏市エリアを柏商工会議所、旧沼南町エリアを柏市沼南商工会がそれぞれ管轄とする状況がその後も続いている。

《柏市における微地形区分図》



《旧柏市エリア・旧沼南町エリア》



(柏市地域防災計画・令和7年3月修正より)

■ 出典：柏市地域防災計画

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/documents/45/03.pdf>

(2) 地域の災害リスク

(洪水)

柏市には利根川、利根運河、手賀沼、大堀川、大津川があるが、河川や下水道の整備によって当所がある柏市中心部で出水するリスクは僅少と見られる。一方で、「柏市洪水ハザードマップ」によると、国土交通省関東地方整備局や千葉県による予測の最大雨量の降水があった場合、利根川及び手賀沼周辺を中心に大きな被害があるものと考えられる。

《浸水想定区域》

実施主体	対象河川	最大降雨	想定内容
国土交通省 関東地方 整備局	利根川水系 利根川	利根川流域、八斗島上流域の 72時間総雨量 491 mm	布施下、大室で浸水深 10m、 大青田、花野井で同 5 mを超える おそれがある。
	利根川水系 利根運河		
千葉県	利根川水系 手賀沼	手賀沼流域の 48時間総雨量 815 mm	戸張新田で浸水深 5 m、 松ヶ崎新田、戸張で同 3 mを超える おそれがある。

■ 出典：柏市web版防災・ハザードマップ（洪水）

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/staticcontents2/hazardMap/index.html?lay=saigai-04>

(内水)

「柏市内水ハザードマップ」は、市内全体に1時間最大雨量 153mm の降雨があった時、既存の排水施設が所定の機能を発揮した状態で、処理しきれない内水による浸水区域を想定して作成されており、市域の広い範囲で内水浸水が想定されている。

■ 出典：柏市web版防災・ハザードマップ（内水）

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/staticcontents2/hazardMap/index.html?lay=saigai-16>

(土砂災害)

千葉県は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定しており、柏市内では現在 187 箇所（うち特別警戒区域 165 箇所）指定されている（作成日時点）。

■ 出典：柏市web版防災・ハザードマップ（土砂災害）

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/staticcontents2/hazardMap/index.html?lay=saigai-16#>

(地震)

柏市がある関東地方南部は、陸地の北米プレートの下に南方からフィリピン海プレート、東方から太平洋プレートが潜り込む地域であり、プレートの境界面やプレートの内部で様々なタイプの地震が発生し、大きな被害を引き起こしてきた。大地震はそれらのプレート境界に長年蓄積した歪みが一気に開放されることにより発生する。特に北米プレートとフィリピン海プレートの境界は関東地方の直下の比較的浅い深度に存在しており、ここで大地震が発生すると、大きな被害が発生すると考えられている。地震ハザードステーションの地震ハザードカルテ 2020 年基準によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で約 60% の確率で発生するという。

柏市地域防災計画で想定されている、柏市に大きな影響を与えると考えられる 3 つの地震と被害状況は以下の通り。

■ 出典：地震ハザードステーション

<https://www.j-shis.bosai.go.jp/labs/karte/Y2024/5339674811/meshinfo.html>

1) 柏市直下地震（マグニチュード 7.3）

柏市において最大最悪の被害をもたらすと想定されるプレート内地震。旧柏市エリアでも柏市中心

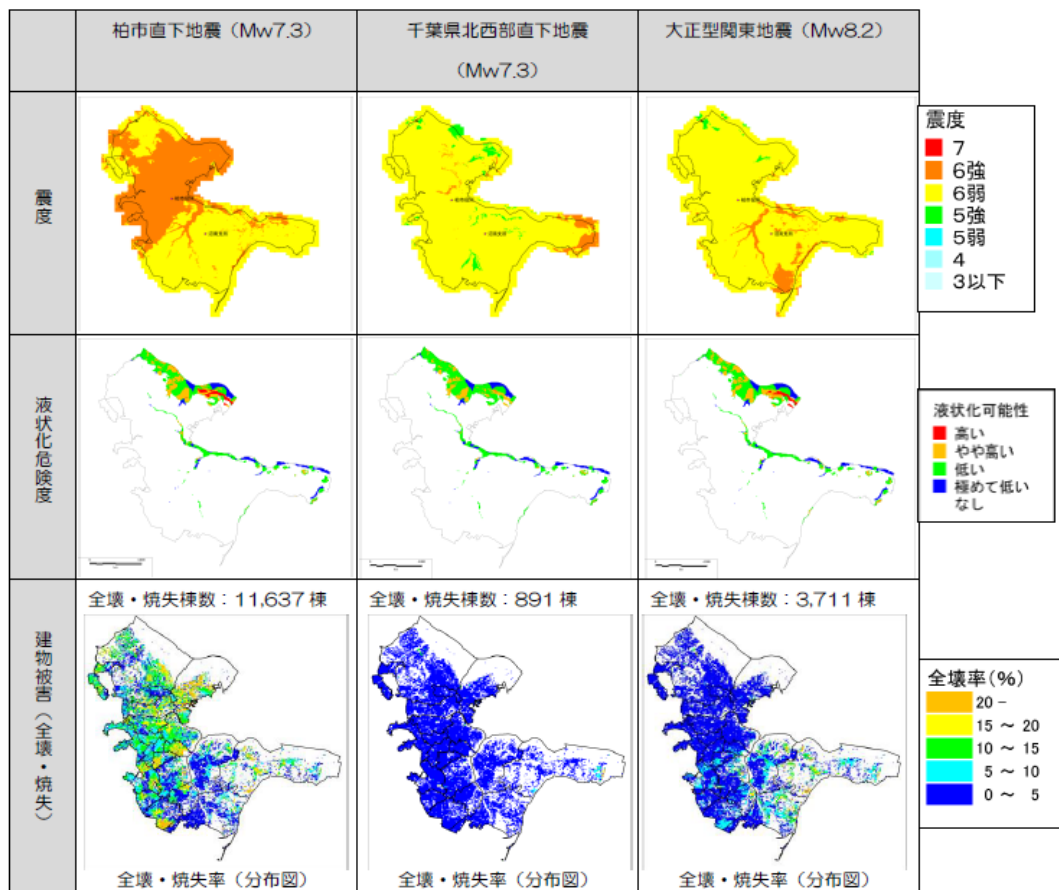
部等の多くの地域で最大震度 6 強が想定されている。

2) 千葉県北西部直下地震 (マグニチュード 7.3)

市川市から千葉市を震源域とする地震 (千葉県地震被害想定調査 (平成 28 年 3 月) における対象地震)。旧柏市エリアほぼ全域で最大震度 6 弱が想定されている。

3) 大正関東地震 (マグニチュード 8.2)

内閣府の想定 (平成 25 年) による地震のうち、本市に最も影響を及ぼすおそれのあるプレート境界地震。旧柏市エリアの多くの地域で最大震度 6 弱、一部の地盤が脆弱な地域では最大震度 6 強が想定されている。



(柏市地域防災計画・令和 7 年 3 月修正より)

■参考：柏市 web 版防災・ハザードマップ (地震)

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/staticcontents2/hazardMap/index.html?lay=saigai-03>

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある

■参考：感染症の予防のための施策の実施に関する計画 (柏市感染症予防計画)

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/hoknyobo/yoboikeikaku1.html>

(3) 商工業者の状況

当市全体の事業所数は、平成24年が11,566社、令和3年が12,174社である。

上記のうち小規模事業所数は、平成24年が7,868者、令和3年が7,694者であり、9年間で2.2%減少している。

小規模事業所数の増減を産業別にみると、卸・小売業(△18.3%)、製造業(△16.6%)、宿泊・飲食業(△15.8%)の減少率が高くなっている。一方、情報通信業(+31.4%)、医療、福祉(+15.0%)など増加している業種もみられる。

■業種別の事業所数及び小規模事業所数(当市全体)

	建設	製造	情報通信	卸・小売	宿泊・飲食	医療、福祉	他サービス	その他	計
平成24年									
事業所数	1,164	659	146	3,041	1,489	895	2,935	1,237	11,566
小規模事業所数	1,102	565	105	1,746	821	428	2,052	1,049	7,868
平成28年									
事業所数	1,112	615	143	3,134	1,577	1,112	3,089	1,210	11,992
小規模事業所数	1,049	513	106	1,669	801	483	2,163	985	7,769
令和3年									
事業所数	1,180	576	189	2,851	1,336	1,313	3,347	1,382	12,174
小規模事業所数	1,106	471	138	1,426	691	492	2,231	1,139	7,694
増減(令和3年-平成24年)									
事業所数	16	△83	43	△190	△153	418	412	145	608
増減割合	1.4%	△12.6%	29.5%	△6.2%	△10.3%	46.7%	14.0%	11.7%	5.3%
小規模事業所数	4	△94	33	△320	△130	64	179	90	△174
増減割合	0.4%	△16.6%	31.4%	△18.3%	△15.8%	15.0%	8.7%	8.6%	△2.2%

出典：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」より一部加工

(商業・サービス業等概況)

柏市全域に広く分布。特に柏市中心部や柏の葉地域のほか、国道や県道等の幹線道路沿いにも多様な商業施設が数多く集積し、近隣市や近県からの購買力を吸引するなど商業機能が充実している。しかし近年、柏市中心部の大型店の勢いがやや頭打ちとなっていることなどを背景に、年間商品販売額はわずかながら減少傾向にある。今後も年間商品販売額は高水準を維持するものの、全国的な人口減少や都市間競争の激化などを背景に緩やかな減少基調で推移することが想定されている。

旧柏市エリアでは利根川周辺及び手賀沼周辺は主に農地として利用されているが、程近い布施下ならびに布施新町、北柏駅周辺、松ヶ崎新田、戸張等には店舗や会社等が点在しており、水害による被害が懸念される。

(製造業概況)

旧柏市エリアには柏サイエンスパーク第一地区、同第二地区、十余二工業団地、柏機械金属工業団地、柏三勢工業団地、根戸工業団地の6地区、旧沼南町エリアには沼南工業団地、風早工業団地、柏鷲野谷テクノパークの3地区が立地している。近年の市内からの工場移転の動きなども背景に、本市の製造業は、従業者数、製造品出荷額等ともに減少傾向にある。

旧柏市エリアにある6地区のうち、根戸工業団地は大堀川近くの低地に位置しており水害のリスクが懸念される。また、昭和40年代に形成された十余二工業団地、柏機械金属工業団地、根戸工業団地の3地区では建物の老朽化が進んでおり、地震や台風による被害が懸念される。

(4) これまでの取組

1) 当市の取組

当市では以下の取組を行っている。

- ・ 柏市地域防災計画の策定
- ・ 柏市業務継続計画（地震編）の策定
- ・ 柏市業務継続計画（感染症編）の策定
- ・ 柏市総合防災訓練の実施（年1回）
- ・ ハザードマップ・WEB版ハザードマップによる啓発活動
- ・ 市内112か所の避難所開設体制の整備
- ・ 防災備蓄品（食糧・飲料水・生活必需品・資機材・感染症対策品等）の整備
- ・ 柏市公式LINE・X等のSNSを活用した情報発信体制の整備

2) 当所の取組

当所では以下の取組を行っている。

- ・ 自然災害後の会員被災状況の確認と千葉県への報告
- ・ 柏商工会議所災害対策規程の策定
- ・ 柏商工会議所消防計画書の策定
- ・ 事業者向けBCPセミナーの実施
- ・ 会報誌「商工かしわ」やホームページを通じた会員向け保険制度の周知と加入促進
- ・ 防災備蓄品（飲料水・毛布等）の整備

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時・非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と本市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがない。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

柏市地域防災計画に基づき、本計画の内容を踏まえて、災害発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるよう準備を進める。また、当所と柏市の役割分担、体制を整理し連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

柏市地域防災計画等に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

・当所は平成27年度に事業継続計画（災害時対応マニュアル）を作成した。今後も、柏市地域防災計画に整合するよう計画の見直しを適宜行う。

3) 関係団体等との連携

・当所管内の損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。また、普及啓発ポスターの掲示や、セミナー等の共催において、関係機関と連携する。

・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

（事業者BCPの策定状況等の把握）

・定期的に管内の小規模事業者の事業継続計画や事業継続力強化計画の策定・認定状況をアンケート調査等で把握し、計画遂行の支援をする。

（柏市との進捗状況の共有）

「柏市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、当市（商工観光課・防災安全課）」を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（例：令和元年房総半島台風）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（具体的な訓練については必要に応じて実施。）

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・当所の業務時間内に発災した場合は、まず、職員の避難を優先する。自然災害によって、所内の安全エリア、所外の一時集合場所・避難場所・避難所への避難を実施する。また、業務時間外に発災した場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全確保を行う。

災害が落ち着いた段階で、すぐに以下の方法で職員の安否確認や業務従事の可否を確認する。

<安否確認の順序>

- 1：既存グループウェアの機能を活用し、職員の携帯メールへ一斉発信による安否確認。
- 2：未返信者へメール再発信。安否確認（2回目）。上記順位1. に同じ。
- 3：未返信者へ携帯電話→自宅電話→緊急電話へ架電。上記内容をヒアリングする。
- 4：自宅及び避難所訪問。自宅等に訪問し上記内容の確認を行う。

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、柏市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市の間で、発災後 2 日以内を目安に、管轄エリアの大まかな被害状況を把握（家屋被害や道路状況等）し情報共有を行う。その後、当該被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をして、警報解除後に出勤する等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合など、緊急時の役割分担は当所および当市の間で事前に協議しておく。

<被害規模の目安は以下を想定>

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

＜被害情報等の目安とする共有間隔＞

発災後～1週間	1日に3回以上共有する
1週間～2週間	1日に2回以上共有する
2週間～4週間	1日に1回以上共有する
1ヶ月以上	2日に1回以上共有する

当市で取りまとめた「柏市感染症予防計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

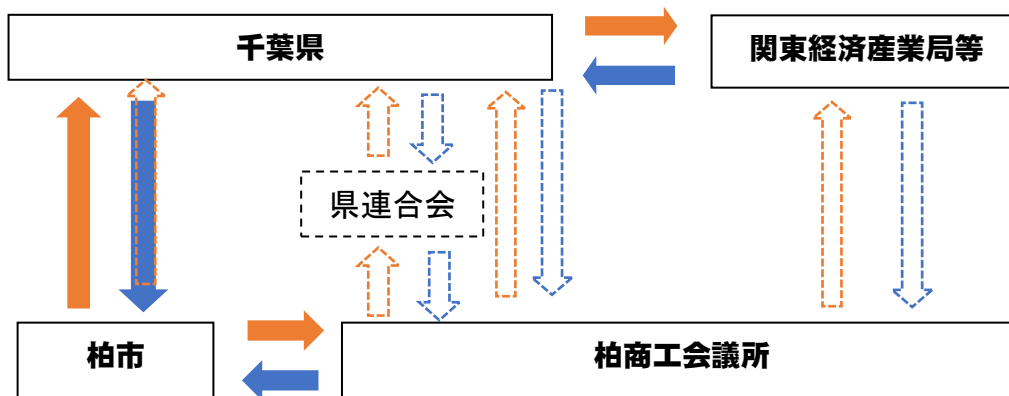
■出典：柏市感染症予防計画

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/documents/38643/yoboikeikaku.pdf>

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

(1) 自然災害発生時

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・発災時には関係機関（金融機関や損害保険会社等）を通じて非会員にもコンタクトをとり、会員以外の被害情報も収集できるようにする。
- ・当会と当市が共有した自然災害による被害額情報を、県の指定する方法にて当市より県へ報告する



※塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート

(2) 感染症流行時

- ・感染症流行の場合、国や千葉県からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当所又は当市より県へ報告する。

＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、柏市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。
- ・新感染症が発生した場合は、事業継続が困難になる状況が今後も想定されることから、国や千葉県・柏市と当所が連携を図りながら支援体制を構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

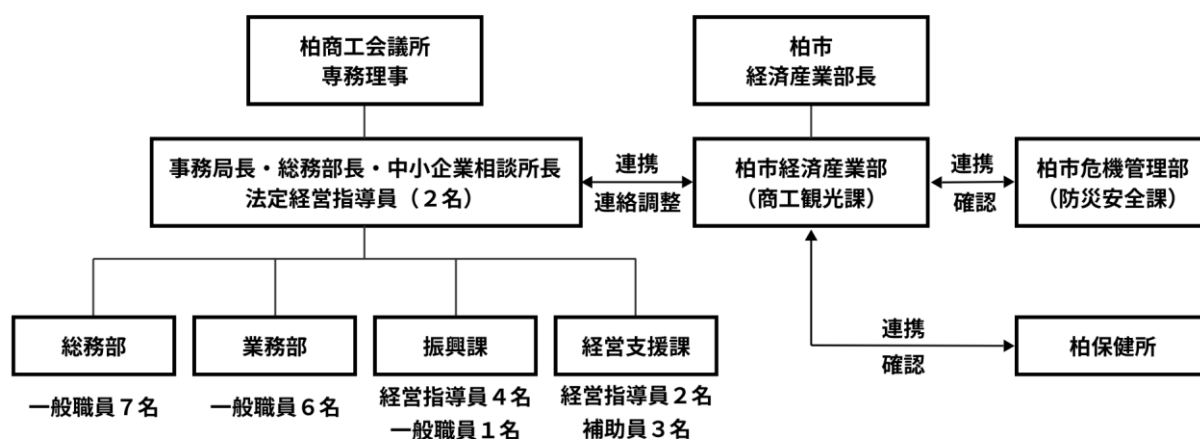
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年10月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(1) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

担当経営指導員：小平 雄作・木村 剛

柏市東上町7-18

TEL：04-7162-3305 / FAX：04-7162-3323 / E-mail：info@kashiwa-cci.or.jp

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(2) 商工会議所、関係市町村連絡先

① 柏商工会議所

柏商工会議所 総務部 総務課（方針の決定に関する事項）

〒277-0011 柏市東上町7-18

TEL：04-7162-3305 / FAX：04-7162-3323

E-mail：info@kashiwa-cci.or.jp

柏商工会議所 中小企業相談所 振興課及び経営支援課（相談業務に関する事項）

〒277-0011 柏市東上町7-18

TEL：04-7162-3305 / FAX：04-7162-3323

E-mail：info@kashiwa-cci.or.jp

②関係市町村

柏市役所 経済産業部 商工観光課

〒277-8505 柏市柏 5-10-1

TEL : 04-7128-4780 / FAX : 04-7162-0585

E-mail : shokokanko@city.kashiwa.chiba.jp

柏市役所 危機管理部 防災安全課

〒277-8505 柏市柏 5-10-1

TEL : 04-7167-1115 / FAX : 04-7163-2188

E-mail : bosaienzen1@city.kashiwa.chiba.jp

※上記内容に変更が生じた場合は速やかに千葉県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・セミナー開催	300	300	300	300	300
・専門家謝金	100	100	100	100	100
・チラシ等作成費	50	50	50	50	50
・その他経費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国補助金、県補助金、市補助金、事業収入（会館管理、共済、検定試験等）、取扱手数料、事業受託費（日本商工会議所等）

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。